入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成２７年１１月１０日

支出負担行為担当官
動物検疫所長　小倉　弘明

1　競争入札に付する事項
（１）品名・数量　　動物検疫所北海道出張所胆振分室で使用する電気（単価）
（２）仕　様　等　　別紙仕様書のとおり
（３）納入期限　　平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日
（４）納入場所　　別紙仕様書のとおり

2　競争入札の参加に必要な資格等
（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（３）平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）における「物品の販売」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級で格付けされている者であること。
（４）その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
①電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
②省ＣＯ２化の要素を考慮する観点から、「二酸化炭素排出係数、環境への不可の提言に関する取組の状況に関する条件」に記載する基準を満たすこと。
（５）物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3　入札方法
入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kw単価、同一月内においては単一のものとする。及び使用電力量に対する単価（kwh 単価、同一月内においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当所が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4　入札書等の提出場所等
（１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒235-0008神奈川県横浜市磯子区原町11番１号　電話045-751-5922
動物検疫所総務部会計課　浦野智弘
（２）入札説明書の交付期間及び交付方法
平成２７年１１月１０日から平成２８年１月２６日までの行政機関の休日を除く、９時から１７時まで、（１）の場所にて交付する。
（３）入札日前に提出すべき書類の期限　平成２８年１月２６日（火）１７時まで
（４）入札、開札の日時及び場所　平成２８年１月２９日（金）１４時　動物検疫所会議室

5　その他
（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨。
（２）入札保証金及び契約保証金　　免除。
（３）入札の無効　　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札。
（４）落札者の決定方法　　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
（５）契約書作成の要否　　契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
（６）手続きにおける交渉の有無　　無。
（７）詳細は入札説明書による。

お　知　ら　せ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実を ホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当所のホームページ（http://www.maff.go.jp/aqs/）をご覧下さい。

電気需給業務仕様書

１．概　要

（１）件　　名　　動物検疫所北海道出張所胆振分室で使用する電気（単価）

（２）需要場所　　北海道勇払郡厚真町字共和１７－１３

（３）業種及び用途　　官公署（事務所及び検査検疫施設）

２．仕　様

（１）供給電気方式等

１　供給方式　　交流３相３線式

２　供給電圧（標準電圧）　　６，０００ボルト

３　計量電圧（標準電圧）　　６，０００ボルト

４　標準周波数　　５０ヘルツ

５　電気方式　　１回線受電

（２）契約電力及び予定使用電力量

１　契約電力　　１１２キロワット

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。

２　予定使用電力量　２２４，６７６キロワット時

（月別予定使用電力量は別紙のとおり）

（３）契約期間

自　平成２８年　４月　１日　午前　０時

至　平成２９年　３月３１日　午後１２時

（４）電力量等の検針

自動検針装置　　無

電力会社の検針方法　　検針員による検針

計量器　　記録型計器（通信機能無）ただし、電力需給用複合計器（通信機能付）への取替可能

（５）需給地点

農林水産省動物検疫所の施設した第１号柱上の北海道電力株式会社の架空引込線と農林水産省動物検疫所の開閉器電源側接続点。

（６）電気工作物の財産分界点

農林水産省動物検疫所の施設した第１号柱上の北海道電力株式会社の架空引込線と農林水産省動物検疫所の開閉器電源側接続点。

（７）保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

３．支出負担行為担当官が定める資格（応札者の条件）

（１）　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第１６条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

（２）　別紙２「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載する基準を満たすこと。

４．その他

（１）　力率保持のため自動力率調整装置を設置し、契約期間中は１００パーセントを保持する予定であり、この予定力率を前提として入札価格を設定すること。

（２）　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

（３）　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は１００％とし、燃料調整費は加味しないこととする。

（４）　入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

（５）　電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

１　契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

２　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

３　力率単位は１パーセントとし、その端数は少数点以下第１位で四捨五入することとする。

４　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

（６）　この仕様書に定めのない供給条件については、北海道管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に協議するものとする。

（７）　その他この仕様書に定めのない事項については、別途当所職員の指示に従うものとする。